

ヒバクシャに学べ、日本国憲法の守護者・最高裁よ！（最高裁への抗議声明）

NNR (No Nukes Rights : ノー・ニュークス権) 国賠原告団

最高裁第一小法廷（長・深山卓也、山口厚、安浪亮介、岡昌晶、堺徹）は、2022年12月8日付「調書（決定）」を送付し、NNR (No Nukes Rights: ノー・ニューカス権) 国賠原告団に「上告審を受理しない」決定をし、その理由として「民訴法318条1項により受理すべきものと認められない」とした（2022<令和4>年（受）第1382号）。

日本国憲法の守護者・最高裁は、ヒロシマ・ナガサキでの都市無差別核攻撃、ビキニでの原水爆実験そしてフクシマでの原発事故ヒバクシャたち、さらにウクライナ侵攻で原発が攻撃目標になった事で「原子力の恐怖から免れて生きる権利」 NNR: ノー・ニューカス権が侵略された近未来のヒバクシャたちの実相をも一顧だにしなかった。その責務を放棄した最高裁の不作為に、わたしたち原告団は強い抗議の意思を表明します。

1 原子力損害賠償法（原賠法）の特異性と違憲性、わたしたちが提訴してきたこと

「核の平和利用」と謳われてきた原発だが、その事故による損害賠償については原賠法という法律が定められている。原賠法は事業者・電力会社が無過失責任を負うこと（3条1項）及び電力会社以外の者の免責（4条1項）、製造物責任法（PL法）の排除（同項3項）を定めています。これらは、「責任集中制度」と呼ばれ、1条に掲げられた「原子力事業の健全な発達」という目的のもと、原子力発電を推進するための条文であり、実は世界中に広く行き渡っています。この仕組みこそが、「核の平和利用」との建前で世界の原発体制を現在まで強固に維持し保護、推進してきたのです。

責任集中制度により、原発事故の被害者や被災者は、電力会社に対してのみ損害賠償請求をするとされています。ただ、その賠償額が電力会社の保険契約等による損害賠償措置額1200億円を超える場合には、国が援助するとされています（16条1項）。しかし、電力会社から支払われる賠償金及び国の援助金は、言うまでもなく日本の国民・居住者が負担する電気料金と税金がその原資です。つまり、「国民の負担」が、電力会社や政府を通して、被害者や被災者に支払われるだけであり、原発メーカーは、ここにはまったく関与していない。原発メーカーは、原発事故に関して法的責任を問われることもなく、野放しにただ自らの経済活動に専念できます。これが、「原子力事業の健全な発達」（原賠法1条）という目的達成のための巧妙な法制度です。

わたしたちが原発メーカーを責任追及の対象としたのは、原発事故の加害者=国・原発メーカー・電力会社の被害者・被災者への責任を法廷で明らかにし、何らの痛痒も感じない国・原発メーカー・電力会社の彼ら三



者が推進する「原子力事業の健全な発達」=原発体制に引導を渡す行為のひとつでした。

原発事故による現実の被害の規模や深刻さ、百年以上は続くであろう問題解決への長い道のり、そして、これらに対する不十分な賠償の状況、東京電力や国の不誠実な対応等について逐一言及するまでもありません。そんな中で、原発メーカーは非難の対象とされることさえなく、政府支援で海外輸出による利益拡大を図ろうとしてきました。ここに一切の正義が存在しないことは明らかです。この極めて不合理な状況を生み出している原因が「責任集中制度」にある以上、これに挑むべく原発メーカー訴訟を提起したことは、社会の要請であり原告たちの国境を超えた世界の要請でした。

2 原発メーカー訴訟の法理の概要と「ノー・ニュークス権：NNR (No Nukes Rights)」の主張
わたしたちは、責任集中制度が違憲であり、また製造物責任法（PL法）及び民法709条に基づく損害賠償請求をしました。原告は日本にとどまらず世界中に居住する3839人を集め、請求額は精神的慰謝料として1人100円の一部請求をすることにしました。これは、あくまでも「責任集中制度の違憲性」と「原発メーカーの責任」を争点とするためです。

「責任集中制度」が侵害する人権は、まず、不法行為により損害が発生しているのに賠償請求をできないことから、憲法29条2項が保障する「財産権」。次に、あらゆる製造者は、製造物の欠陥から生じる事故による損害を賠償する責任を負うにも関わらず、過酷事故の元凶であり、最も危険な製造物であるといえる原発について製造物責任を追求できないのは不合理な差別であるといえることから、14条の「平等原則」。さらに、訴訟を提起しても免責規定を理由に、製造物の欠陥ないし製造者の過失についての実質的審理がなされないとすれば、32条の「裁判を受ける権利」。これらの入権侵害のみを主張しても、原子力発電所の危険性という問題の本質は解決されません。そこでわたしたちは、13条の「幸福追求権」及び25条の「健康で文化的な最低限度の生活を保障される権利」から導かれる核の時代を生き抜く新たな人権として「原子力の恐怖から免れて生きる権利」=「ノー・ニューカス権：NNR (No Nukes Rights)」の侵害を主張した。いかなる場合でも製造者としての責任を免れるとすれば、原発メーカーには安全性よりも経済性を優先するインセンティブ（動機付け）を与えられています。被害者や被災者の保護よりも、何より「原子力事業の発達」に重きを置く「責任集中制度」が、ノー・ニューカス権（NNR）を侵害していることは明白です。

さらに、違憲主張とは別に、原賠法5条に基づく請求も加えました。同条は、電力会社は故意の第三者に対して求償できるという規定であり、民法423条（債権者代位権）によって、この求償権を代位して請求。この請求は、まさに原賠法に基づく請求であるため、直接的に原発メーカーの故意について審理を求めました。この場合の故意とは、敢えて事故を起こしたことではなく、事故が起こる可能性を認識しながら、それを認容する心理状態をいいます。1970年代から欠陥の指摘が相次いだマークI型の格納容器の製造メーカーGEが、フクシマ原発事故の可能性を認識していないかったとは言えません。



しかしながら、原発メーカーに対し、慰謝料の支払いを求めた前訴（原発メーカー訴訟）では、原告らの原賠法の違憲性は認められず、原告らの請求は棄却されました。そればかりか、原告らが原賠法の違憲性を主張して、上告したにもかかわらず、最高裁は、原告らの上告が、「憲法違反を理由とするものではない」という理由で上告棄却決定を下しました。原告らの主張が、原賠法の憲法違反を主張するものである事は明らかであるにもかかわらず、「憲法違反を理由とするものではない」と言う理由で上告を棄却することは、明らかに民事訴訟法の適用を誤るものであり、最高裁の上告棄却決定は、違法なものでした。そこで、我々は、最高裁の上告棄却決定の違法を理由として国家賠償請求訴訟を提起しました。しかし、最高裁決定の明らかな法律違反を理由とした国家賠償請求さえ、最高裁は上告を受理せず、原告らの請求は棄却されました。このような最高裁の決定は、前訴である原発メーカー訴訟の意義を踏みにじるとともに、さらに、裁判所としての職責すら放棄するものであり、日本の司法の未来に対して絶望を感じさせます。

今回の決定内容は、きわめて遺憾であり、原告団として強く抗議いたします。

3 原発メーカー訴訟とノーニュークス権 (NNR : No Nukes Rights) そして人間の安全保障

核物質の採掘・生成・加工・運用…廃棄をめぐり、世界では大小の別なく核事故が頻繁に起きています。日本もその例外ではありません、むしろその深刻度は日増しに大きくなるばかりです。原発は、ウラン燃料の採掘から運転、廃炉まで、ひろい範囲の放射能汚染を伴い、何万年も管理が必要な核のごみを生み出します。「使用済核燃料再処理機構」が昨年6月25日に公表した総事業費は5年連続で増加、14兆4400億円に達しても事業は、破綻目前。貯蔵された原爆の材料になるプルトニウム(Pt)は長崎型原爆換算でやく6000発分を保有。原発が再稼働すれば行き場のないPtをふくむ放射性廃棄物のいく先は国内には皆無。「トイレのないマンション」といわれる原発の致命的な欠陥は鮮明さを増すだけ。無策のママ、電力欲しさの原発再稼働の行き着く先は明白です。平時の「核の平和利用」でさえ、解決策は皆無の現状なのです。

2022年2月24日に端を発したロシアのウクライナ侵攻は、ヨーロッパ最大かつ世界第3位の規模のザポリージャ原発を標的に侵攻し、また核兵器国ロシアの核による威嚇は世界を震撼とさせています。原発は、エネルギー供給のインフラ施設として、また交戦国格好の標的として戦術・戦略的に潜在的な軍事拠点と見なされます。かつて原発54基を稼働させた日本とて例外ではありません。北東アジアの日本に、衣帯水の核兵器国ロシア、中国・米国（いずれもNPT加盟国）そして核兵器保有国のDPRK（北朝鮮）の動向を、連日テレビ・ラジオ・新聞そしてネット世界は報じています。

しかし、平時であれ戦時であれ、原発立地自治体とその周辺の住民たちは、フクシマ以来10年が過ぎても、策定された原発事故時対応の避難経路さえ無力だと感じています。首長に議会にそして政府に実効性のある



対策を求めていいます。玄海で、伊方で、美浜で、過疎地であるが故に建設された原発、その立地自治体住民と県は緊急避難の有効性に疑問を発しています。ミサイル攻撃から住民を避難させ安全に移動させるという政府方針には、具体化の手段や方法は置き去りにされたままであり、住民の保護より「敵基地攻撃能力」が喧伝されています。政府が軍事要塞化を進める「辺境」の沖縄の島々の大地と住民の生活を奪う「絵に描いた餅」の住民保護法制、政府が北東アジアの平和を守る・国民と国土を守ると、躍起になり多額の軍事費を投下して強行する要塞化、島々の自治体担当者は住民の一時避難はおろか船舶や航空機での移動は不可能と弱音を吐く。

いっぽう老朽原発にはトラブルが多く不安定、柔軟に止めたり動かしたりする出力調整は困難、計画外に停止すれば広範囲に大きな影響を与えることになります。電力需給ひっ迫の解決には役立たず無用の長物となることはあきらかです。原発の維持・推進方針は、むしろ事故対策を妨げます。「原子力の恐怖から免れて生きる権利」＝「ノー・ニューカス権：NNR (No Nukes Rights)」はおとぎの国のおはなしでは無いのです、21世紀を日々生きる現実世界のわたしたちの安全と平和で平穏な生活を担保する人権のひとつです。

ノー・ニューカス権：NNR (No Nukes Rights) とフクシマ原発事故に向き合う勇気さえ放棄し、前訴の違法な最高裁決定に対して問題意識すら持とうとはせず無視を決め込む最高裁第一小法廷（長・深山卓也、山口厚、安浪亮介、岡正晶、堺徹）の臆病さだけが際立ちます。

フクシマが明らかにしたこと；東日本大震災にともない発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広範囲にわたり飛散した放射性物質が生態系や環境を汚染し、多くの人たちのふるさとや生業を奪いました。「絶対安全」「低コスト」「クリーンで環境にやさしい」「安定電源」「原発がなければ電気が足りなくなる」などといった幻想は崩れ去りました。「原発神話」が崩壊しているにもかかわらず、そのことに向き合おうとしない司法、さらに人権を守る立場にあるはずの最高裁すら、「違法な決定」をし、その違法な決定を黙認したのが、今回の「調書（決定）」でした。我々は、司法の現状に、絶望するしかありません。最高裁第一小法廷が発出した（2022年4月受第1382号）に見られる「最高裁の不作為」にあらためて強い抗議の意思を表明します。

差出人 〒104-0045
東京都中央区築地3-9-10築地ビル3階

NNR国賠訴訟弁護団

受取人 〒102-8651
東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所 御中



この郵便物は令和4年12月27日
第13370799201号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G00368981000100000 号

4/4 頁



畫留郵便物受領証(お客様控)

〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階

NNR国賠訴訟弁護団

日本郵便株式会社 新東京郵便局

※ 請求金額は上記金額に加えて賃本返送料金が1通につき304円（複数の賃本について一括送付を指定された場合は指定された分につき603円）が加算されます
(摘要欄の記号、ソク(速達)、ナイ(内容証明)、ハイ(配達証明))



1 / 1 頁



=書留=

〒104-0045
東京都中央区築地3-9-10
築地ビル3階

NNR国賠訴訟弁護団様



133-70-79919-0

〒137-8799
東京都江東区新砂2-4-23

複写

日本郵便株式会社 新東京郵便局



複写

複写

複写

複写



受付通番 : G00368981000100000 号